

第三期中期計画 国立大学法人北見工業大学

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- 【1】学部学生の基礎学力を高め学習意欲を引き出すため、「入学前教育」・「補習教育」を含め、新たに「環境に関する総合科目」の導入なども考慮した「初年次教育」の方針について再検討を行うとともに、「初年次教育」の方針に基づいたカリキュラムを平成 28 年度までに構築する。また、構築したカリキュラムの教育効果については継続して検証を行い、必要に応じて改善する。
- 【2】学部学生の勤労観、職業観を育成するとともに地域貢献への意識向上を図るため、地域密着型インターンシップを推奨するとともに、複数年インターンシップや学内インターンシップを推進し、インターンシップ参加学生数を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均人数に対して 20%増加させる。
- 【3】技術者として社会で求められる基礎学力を確実に身につけた人材を輩出するため、学士課程の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を一体的なものとして再構築を行い、平成 28 年度までに公表する。また、カリキュラム・ポリシーに基づき、ナンバリング制の導入、学生の授業外学修時間を増加させるための検討、重み付成績評価の導入などを通して学修成果の可視化、教育課程の体系化・実質化を進める施策を検討し、平成 29 年度から導入するとともに、ディプロマ・ポリシーに基づいた達成度評価による卒業判定制度を導入する。
- 【4】学部・大学院の教養教育に関するポリシーを地域・社会連携、グローバル化などの観点を含めて検討を行うとともに、専門分野に偏らない広い視野を備えた技術者を養成するためのカリキュラムを第 3 期中期目標・中期計画期間中に構築する。
- 【5】学部学生の主体的な学びと問題解決能力を養成するため、アクティブラーニング等を活用した学生参加型の授業を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均授業科目数に対して 10%増加させる。また、大学院において幅広い視野を持った実践的な専門技術者を育成するため、アクティブラーニングに加えてフィ

ールドワーク等を重視し、専門分野の枠を越えた統合的なカリキュラム及び独自の研究活動を遂行する一貫した「学位プログラム」を第3期中期目標・中期計画期間中に構築する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 【6】教育の質や水準を担保するため、FD活動の方法について再検討を行い教員の教育力を向上させる。特に、FD活動の中心となる講演会に関しては、参加者を第2期中期目標・中期計画期間における平均人数に対して20%増加させる。また、授業アンケートを始めとする学生の声を反映させる方策に関しても改善を進める。さらに、情報処理センター演習室を1ヶ所に集約し、情報教育の質を高める。
- 【7】高校生等の科学や工学に対する興味・関心を喚起するため、研究室訪問や模擬講義・実験等を実施し、大学における高度な教育・研究に触れる機会や現役学生との交流の機会を拡充する。また、高校や高専との連携を強化し、高大連携プログラムを推進するとともに、高専からのインターンシップ受入れ拡充のため、インターンシッププログラムの提供や参加者の受入れ環境の整備を行い、受入れ数を第2期中期目標・中期計画期間における平均受入れ数に対して20%増加させる。
- 【8】地域の課題解決を図る人材の育成を推進するため、地域に関する授業を拡充、その成果をインターシップや地域事業等への学生参加を通して地域社会に還元する。また、社会人学び直しの場の提供として、科目等履修生の受入れを増加させるとともに、大学院博士前期課程を中心とした社会人受入れのための新しい制度並びにカリキュラムを構築する。さらに、生涯教育支援センターと指導教員が中心となり、異分野の教員も連携しながら、社会人入学生に対して講義の受講や研究プロジェクトの推進、経済的支援等に関して、夜間、週末の指導やICTも活用しながらきめ細かい支援を行うことにより、生涯学習の機会を拡充する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 【9】学部学生の主体的学習習慣の育成及び質を伴った学修時間の増加を図るため、図書館のアクティブラーニングフロアにプレゼンテーションエリアを設置するとともに、ラーニングアドバイザーによる学習サポートを実施する。また、キ

キャリアデザインのベースとなる社会人基礎力を育成する講習会を充実させるなど就職支援の取組を強化する。

【10】優秀な大学院生の確保のために独自の授業料免除や奨学金の充実を図るとともに、地域への就職率向上のため地域企業と連携し、学部学生を対象とした奨学金制度を平成 29 年度までに導入する。また、学生の生活支援として入学料免除、授業料免除等の経済的支援を継続して行う。

【11】学生による地域ボランティア活動等を促進し、地域社会を理解し地域貢献に意欲を有する人材の育成を図るため、自主的活動に対するインセンティブを高めるための適切な表彰制度を整備するとともに、学士課程にボランティア活動の教育的効果を適正に評価するための単位制度を導入する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【12】大学入学希望者学力評価テスト（仮称）を活用し、本学アドミッション・ポリシーに基づき多様な能力を多元的に評価する新たな入学者選抜方法を平成 32 年度までに導入する。

【13】組織改革と併せて新しい学科構成における理念・学習教育目標を基礎とした本学の入学者選抜におけるアドミッション・ポリシーを教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と一体的なものとして再検討し、平成 28 年度までに公表する。

【14】大学院における志願者の増加を図るため、面接方法・出題科目等を改善するとともに、科目履修制度と連携した新しい制度に対応した社会人選抜及びインターネットを利用した新たな外国人留学生選抜を平成 32 年度までに導入する。また、学部から大学院までの連続性を持ったカリキュラムを整備するとともに、独自の奨学金制度等を平成 33 年度までに導入する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【15】世界的あるいは日本全体に関わる普遍的な課題に対し、本学の特色ある工学技術の蓄積と研究者のリソースによる解決を図り、その成果を地域に還元・貢献するという視点から、「エネルギー工学」、「地球環境工学」、「寒冷地域防災工学」、「先端材料工学」等の重点研究分野を設定する。これらの分野に学内資源を重点配分し、研究成果を積極的に発信する。

【16】人と自然とが共生し、一人ひとりが自立して生活できる明るく活力のある健康長寿社会の形成及び安心・安全な地域社会の形成などに貢献するという視点から、「医工連携」、「工農連携」、「冬季スポーツ工学」、「機械知能情報工学」等の重点研究分野を設定する。これらの分野に学内資源を重点配分し、研究成果を積極的に発信する。

【17】重点研究分野においては、学内資源の重点配分等により論文数、科研費採択件数、外部資金獲得教員数について、それぞれの平均が第2期中期目標・中期計画期間における平均を上回るようにする。また、応募資格者数に対する科研費申請件数の比率を100%以上にするとともに、予算配分の見直し等の支援強化により、第2期中期目標・中期計画期間の平均科研費採択件数を上回るようにする。

【18】地域の自治体等と連携し、研究成果発表会、公開講座、パンフレット配布、WEB等を活用した研究成果の情報発信を強化し、地域の中核的拠点としての存在価値を高める。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【19】地域情勢に即応し、総合的な研究力を発揮できる研究推進体制にするために、平成30年度までに研究支援室（仮称）を設置する等、研究環境・事務的サポートを含めた組織の効率的見直しを実施する。

【20】地域活性化の中核拠点としての役割を果たし、地域社会の発展に貢献できる研究開発を推進するために、重点研究分野に特任研究員や特任助教などの配置、学長裁量スペースの優先使用、研究費の配分などを行い、研究推進体制を強化する。

【21】研究水準を検証し、評価結果を研究の質の向上に反映させるために、重点研究分野を推進する研究組織の研究成果について、毎年度自己評価を実施するとともに、平成30年度及び平成33年度に外部評価を実施する。また、新たな重点研究分野となる萌芽的な学内研究を育成する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【22】北海道オホーツク地域との連携を強化し、地域の遊休公共施設を教育・研究・社会貢献活動のフィールドとして活用するとともに、地域のコミュニティ支援

の場として活用し、学生参画による科学実験や公開講座等を実施することにより、生涯学習や理科教育拠点としての役割を果たす。さらに、研究成果等を活用した産業振興及び遊休公共施設のインキュベーション施設化等により雇用創出の基盤形成を支援する。また、学生の雇用創出を図るために、地元を中心とした地方公共団体と連携し企業誘致活動を推進するなどして、学部卒業者の道内就職率を平成 31 年度までに平成 26 年度に比べて 10%以上増加させる。

【23】地域社会との連携を強化し、フィールド研究や様々な地域課題について調査を行う。さらに、地域の課題解決に積極的に取り組むため、フィールドワーク等を活用した実践的なカリキュラムを導入し、研究成果を教育の場に反映させることにより、学生の地域に関する総合的理解と地域創生への意識向上を図る。また、地域社会の活性化に貢献するため、地域の要望を踏まえたシンポジウムや各種講座等の開催を通じ、社会人技術者の学びの場の提供や研究成果を広く情報発信する。

【24】理科離れの防止と工学への興味を喚起するため、小中学生を対象として、平成 23 年度から始めた、教育委員会と連携した科学実験やものづくり体験の実践教育を継続的に実施する。さらに、本学の社会貢献プログラムを通して、大学での講義、実験又は出張による事業を、第 2 期中期目標・中期計画期間における平均件数に対して 20%増加させる。また、外国人留学生による地域のグローバル化支援について、地方公共団体等と連携し小中学校への訪問等様々な国際交流活動に参加する外国人留学生数を第 2 期中期目標・中期計画期間の平均人数に対して 20%増加させる。

【25】地方公共団体、企業、研究機関との連携によるコンソーシアムを活用し、国、道、市町村等の各種審議会や委員会、地域産業界と連携した研修や研究会等に積極的に参画・協力する等、地域でのリーダーシップを発揮することにより知の拠点としての役割を果たす。地域における共催・後援事業等を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均件数に対して 20%増加させる。また、地域のニーズ調査結果を踏まえて大学シーズとのマッチングにより、効果的な地域支援及び地域連携について取り組む。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

- 【26】海外の大学等との双方向交流を推進するため、国際交流協定締結校を 20%増加させる。また、国際共同研究、国際連携教育プログラム、国際シンポジウム、国際交流研修等を実施し、双方向交流を推進する。
- 【27】日本人学生の海外派遣を促進するため、国際交流センターの教員を中心に、英語、中国語などの課外授業を実施し、日本人学生の海外派遣を支援、促進する修学環境を整備する。また、派遣経験者のネットワークを構築して在學生に情報発信を行う。これらの方策により、日本人学生の年間海外派遣者数を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均派遣者数に対して 20%増加させる。
- 【28】外国人留学生支援の強化による受入れの多様化及び日本人学生のグローバル化を図るため、英語による授業を学部、大学院合わせて 2 科目程度開講するとともに、英語を併用した授業を 20%開講する。また、WEB や SNS 等を活用した英語による情報発信及び外国人留学生に対する生活・就職支援等を充実する。
- 【29】外国人留学生受入れ手段の多様化のため、海外大学とのツイニングプログラム等に参加し、外国人留学生数を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均人数に対して 10%増加させる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 【30】組織改革に伴う重点研究分野を中心に教員配置を行い、人口減少、少子高齢化、過疎化などの社会変化に対応出来る機動的な組織運営を行い、工学を基盤とした教育研究体制を強化・充実する。さらに、本学が定める教員基本定員の 15%以上の学長裁量定員を確保し、40 歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、重点的課題研究の推進や組織力、教育力、研究力を強化する。そのため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における若手教員の比率を平成 33 年度までに 30%程度にする。
- 【31】社会や地域の要請を的確に反映し、幅広い視野での大学運営を行うため、経営協議会の意見を適切に反映するとともに、地域やステークホルダー等の意見を法人運営に積極的に活用するための窓口の設置や、意見を検討する仕組みを整備する。
- 【32】女性教員、外国人教員の採用を促進するため、新たな評価制度を導入するとともに、女性教員には、出産、育児などと教育研究が両立しやすいように研究補

助者の配置、単身赴任手当の支給要件の緩和、特別休暇付与、キャリア形成のための相談や助言機会の充実など支援体制を強化し、全教員の10%程度になるよう採用する。外国人教員への支援体制としてビザ更新時の特別休暇付与及び旅費や更新手数料等の補助、一時帰国時の特別休暇付与、希望者に対する日本語指導などの支援体制を強化し、外国人教員も全教員の10%程度になるよう採用しグローバルな教育研究体制の強化を図る。

【33】男女共同参画推進のため、女性役員(16.7%)の選出及び女性管理職(16.7%)を登用するためのキャリアプランを作成する。

【34】人事・給与制度を弾力化し、若手、外国人新規採用教員や55歳以上のベテラン教員、優秀な研究業績を上げている教員等を中心に待遇改善を図り教員定員の20%程度を第3期中期目標・中期計画終了時までには年俸制へ転換し更なる研究力の向上を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【35】本学の強みであるエネルギー・環境分野を強化するとともに、「自然と調和したテクノロジー」の理解に立って、地域課題解決に貢献できる技術者養成を推進するために、学部を平成29年度を目処に改組し、大学院博士前期課程についても、平成33年度を目処に改組する。また、イノベーションの創出に向けて、高い技術力とともに発想力、経営力などの複合的な力を備えた人材を育成するため、博士後期課程についても自己点検・評価により各専攻における課題の整理を行い、教育研究体制等の整備を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【36】学長の意思を迅速に反映させるため、IR担当教職員等の高度な専門性を有する者の活用を行うなど、学長企画室を中心とした支援体制を整える。

【37】迅速な意思決定と業務執行をし得る職員を育成するために、人事評価の結果に基づき適切な処遇及び研修計画を実施する。また、グローバル化に対応するために、外部研修の支援及び検定料の補助等により実用英語技能検定準1級取得又はTOEIC700点以上の事務職員を5名以上配置する。

【38】常に変化する時代の要請に的確に対応し得る効率的な事務組織及び技術部組織形態の在り方について、都度、事案に応じた課題を抽出し、組織横断的なプロジェクト体制を構築したうえで、検証・検討を行い、見直し案等の具体的な提

案を行う。また、北海道地区の国立大学が連携して実施している統一的な「旅費システム」等の事務の共同実施を継続して実施するとともに、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築などの大学間連携の取組を進める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【39】外部資金獲得増加に向けて、本学の研究シーズと地域及び企業ニーズとのマッチングを推進し、共同研究・奨学寄附金の平均契約・受入件数が第2期中期目標・中期計画期間における共同研究・奨学寄附金の平均契約・受入件数を上回るようにする。

【40】科研費の申請数を増加させるとともに、事務的サポート体制を含めた申請支援の強化により、科研費の平均採択件数が第2期中期目標・中期計画期間における平均採択件数を上回るようにする。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【41】教育研究に係る財源を確保するため、管理的経費の見直しを行うとともに、職員を対象としたセミナー等の実施により経費に対する意識改革にも取り組むことで、平成27年度比で事務局事務費を10%抑制する。

【42】財務内容の改善を図るため、国立大学法人化後の財務関連データの分析を行い、資源配分及び使途を明確にした学内予算配分システムを平成29年度までに構築するとともに、その検証を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【43】本学が保有する資産の不断の見直しに努めるとともに、有効利用を推進するため、講義室、講堂、体育館、運動場などの施設の外部貸出を積極的に行う。また、外部貸出収入を平成27年度比10%以上増となるように広報活動を充実させる。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【44】評価項目の見直し、改善及び組織改革に合わせた新体制での実施等、教員評価システムを発展させる。

【45】大学の教育・研究水準の向上のため、教育研究及び社会貢献等の業務全般について、平成 31 年度までに自己点検・評価を行い、その妥当性を本学が設置する外部評価委員会で検証する。また、学内の各組織において課題の整理・質の向上を行うために、各学科、機構、事務局等の各部局による自己点検評価制度を導入し、持続的な改善体制を構築する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【46】国際的広報を推進するため各種広報媒体を充実させるとともに、本学外国人教員の知見を取り入れながら、英語、中国語など多言語化を推進する。また、地域を対象とした広報として、大学開放事業を実施するとともに、研究成果等を周知するために地域に広報を行うためのスペースを設置する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【47】施設設備の利用状況を把握するとともに、平成 28 年度には地域における教育研究施設の中核的拠点としてのライフライン等機能向上を目指したキャンパスマスタープランに見直しをする。また、施設設備利用満足度アンケートを開始し、期間最終年度にはその整備効果を検証する。加えて、3 年毎に設備マスタープランの見直しを行う。

【48】スペースチャージ等を活用し、施設設備について維持管理計画を策定の上、計画的な維持管理を実施する。

【49】学長裁量スペースとして運用する施設を、平成 27 年度面積比で 50%拡大し、重点教育研究分野を中心に学長のリーダーシップによる施設の有効利用を推進する。

【50】全学的なスペースチャージ制を平成 31 年度から導入し、実験系の若手教員及びスペースを必要とする教員に優先的にスペースを割り当て、スペースの有効活用を図ることで本学の教育研究力の強化に結び付ける。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 【51】健全な労働環境確保のために、月1回以上の学内巡視、年1回以上のメンタルヘルス研修会を実施する。また、ハラスメント行為の防止を徹底する。
- 【52】毒劇物及び放射性物質による事故等を未然に防止するため、毎年度、毒劇物に関する管理状況の検査を行い、安全管理体制の強化に取り組むとともに、安全管理教育及び講習会を実施することで教職員・学生の意識を向上させる。また、危機管理体制を強化するため、危機管理ガイドライン及び危機管理マニュアルを年1回以上点検し、改善を行う。
- 【53】情報セキュリティの確保を図るため、平成28年度までにユーザ情報の安全性を向上させる方法として学内サーバの仮想化及び集約化と認証機構の統合を進める。また、運用の効率化と可用性の向上を図るため、平成31年度までに高速な学外とのネットワーク通信、堅牢な学内ネットワーク構成及びクラウドを積極利用した業務データの分散管理の実現を目指した全学ネットワークシステムの更新を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- 【54】研究の不正行為及び研究費の不正使用の防止のため、コンプライアンス教育の受講と誓約書の提出を競争的資金の申請及び使用の要件と規定するとともに、研究活動における不正防止説明会やe-ラーニングの機会等を年1回以上設ける。コンプライアンス教育の受講機会を充実させ、100%の受講率を維持することで、教職員に対して不正防止のための教育を徹底実施し、高い法令遵守の意識を恒常的に保つ活動を継続して実施する。また、学部学生及び大学院学生に対しての研究倫理教育を導入教育として適正に実施する。
- 【55】研究費の不正使用を防止するため、事務手続きに関する意見・要望を年に1回継続して調査し、調査結果に基づく事務手続きの改善を実施する。
- 【56】監事の独立性を保つと同時に監事機能を強化し、大学運営全般について不断にかつ緊密に監事との打合せを実施し、問題点の指摘、改善などPDCAサイクルに基づく大学運営体制を構築する。また、各種会議への陪席や監査や不正防止に係る計画立案の際に監事と意見交換を行うなど監事、監査室、不正防止対策室の連携により、内部統制機能を充実する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

563,123 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡する計画

屈斜路研修所（職員宿舎を含む）の土地及び建物の全部（北海道川上郡弟子屈町字美留和1番545、土地：3,300.06 m²、建物：576.56 m²）を譲渡する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
基幹・環境整備 I (道路整備)	総額 194	施設整備費補助金 (86)
小規模改修		独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (108)

(注 1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注 2) 小規模改修について平成 28 年度以降は平成 27 年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

人事に関する方針

1) 社会変化に対応できる機動的な組織運営

重点研究分野への教員配置を行い、教育研究体制を強化・充実させる。また、高度な専門性を有する者を採用し、学長のガバナンスを強化する。

2) 若手教員の積極的採用

学長裁量定員の活用により若手教員を採用し、研究の推進や組織力、教育力、研究力を強化する。

3) 女性教員の採用促進

男女共同参画の推進のため、女性教員が全教員の10%程度になるように採用するための支援体制を強化し、採用増加に努める。

4) 外国人教員の採用促進

グローバルな教育研究の強化のため、外国人教員が全教員の10%程度になるように採用するための支援体制を強化し、採用増加に努める。

5) 年俸制の推進

優秀な研究業績を上げている教員の待遇改善等により年俸制への転換を促し、さらなる研究力の向上を図る。

6) 人材育成

事務職員等の意思決定能力及び業務執行能力を向上させるため、各種職員研修を充実させるとともに、他機関の階層別・職階別研修制度を活用する。

7) 人事評価システムの発展

評価項目の見直し等を行い、人事評価結果を給与に適切に反映させるシステムを発展させる。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 13,841 百万円 (退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

該当なし

4 積立金の使途

- 前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究に係る業務及びその付帯業務に充てる。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成 28 年度～平成 33 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,263
施設整備費補助金	86
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	108
自己収入	8,204
授業料及び入学生検定料収入	7,865
財産処分収入	0
雑収入	339
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,223
計	22,884
支出	
業務費	21,467
教育研究経費	21,467
施設整備費	194
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,223
計	22,884

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 13,841 百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人北見工業大学役員退職手当規程、国立大学法人北見工業大学職員退職手当規程及び国立大学法人北見工業大学年俸制適用職員給与規程適用職員の退職手当の特例に関する規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。

- ・学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・学長裁量経費。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

- ・学部・大学院の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y)=D(y)+E(y)+F(y)-G(y)$$

$$(1) D(y)= D(y-1)\times\beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y)= \{E(y-1)\times\alpha \text{ (係数)}\} \times\beta \text{ (係数)} \pm S(y)\pm T(y)+U(y)$$

$$(3) F(y)= F(y)$$

$$(4) G(y)= G(y)$$

D(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F(y) : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G(y) : 基準学生納付金収入 (④) 、その他収入 (⑤) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y)=H(y)$$

H(y) : 特殊要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 機能強化促進係数。△0.90%とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組

織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

β（ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金及び大学改革支援・学位授与機構施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」及び「教育等施設基盤調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

2. 収支計画

平成 28 年度～平成 33 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	23,444
經常費用	23,444
業務費	21,204
教育研究経費	5,577
受託研究費等	1,008
役員人件費	332
教員人件費	9,213
職員人件費	5,074
一般管理費	1,115
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1,125
臨時損失	0
収入の部	23,444
經常収益	23,444
運営費交付金	13,263
授業料収益	6,658
入学金収益	946
検定料収益	261
受託研究等収益	1,008
寄付金収益	197
財務収益	0
雑益	339
資産見返負債戻入	772
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成 28 年度～平成 33 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	23,124
業務活動による支出	22,320
投資活動による支出	564
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	240
資金収入	23,124
業務活動による収入	22,690
運営費交付金による収入	13,263
授業料及入学料検定料による収入	7,865
受託研究等収入	1,008
寄付金収入	215
その他の収入	339
投資活動による収入	194
施設費による収入	194
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	240

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費
交付事業に係る交付金を含む。

別表（収容定員）

工学部	1,660 人	
工学研究科	248 人	
うち 博士前期課程		224 人
博士後期課程		24 人